

平成30年度 総合評価落札方式 改正内容

平成30年8月9日
奈良県 県土マネジメント部

平成29年度まで

- 平成30年7月31日までの公告の
総合評価落札方式で発注する業務は
「最低制限価格」制度を適用

平成30年度以降

- 平成30年8月1日以降に公告する
総合評価落札方式で発注する業務は
「低入札価格調査」制度を適用

低入札価格調査制度の目的

- ダンピングの防止
- 業務の適切な実施
- 成果品の品質の確保
- 不良・不適格業者の排除

調査基準価格の算定(例)

業務区分	①	②	③	④
建設 コンサルタント 業務	直接 人件費	直接 経費	その他 原価 × 0.9	一般 管理費等 × 0.5
建築設計 業務	直接 人件費	特別 経費	技術料 等経費	諸経費 × 0.6

$$\text{調査基準価格} = (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}) \times \text{消費税}$$

■ 低入札が行われた場合

- 落札者の決定を保留し、**低入札価格調査**を実施
 - ※ 入札者全員に対して後日結果を通知
- 低入札価格調査に係る書類提出期限
 - ※ **開札日の翌日(休日を除く。)午前9時～正午まで**
- 聞き取り調査及び資料の提出への協力
 - ※ **期限までに書類の提出がない場合や、聞き取り調査及び資料の提出への協力に応じない場合は、失格(入札参加停止措置等をとる場合もある)**
- 最低価格入札者であっても落札者とならない場合がある

■ 低入札価格調査の調査事項

- 当該価格で入札した理由
- 入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書
- 当該契約の履行体制
- 手持の建設コンサルタント業務等の状況及び手持ち業務の人工
- 配置予定技術者名簿及び直接人件費内訳書
- 手持機械等の状況
- 過去において受注・履行した同種または類似の業務の名称及び発注者
- 直前3カ年の事業(営業)年度に係る計算書類
- 再委託先からの見積書(再委託先の押印があるもの)
- 過去3カ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し及び
過去3カ月分の法定福利費(事業者負担分)の負担状況が確認できる書面の写し
- 給与規則
- 第三者照査受託予定書(受託予定企業の押印があるもの)

低入札価格調査制度の導入について

■ 低入札が行われた場合 失格判断基準(1/2)

(1) 低入札価格調査に協力しない場合	①	奈良県県土マネジメント部低入札価格調査制度(建設コンサルタント業務等)に係る取扱要領及び奈良県県土マネジメント部低入札価格調査マニュアル(建設コンサルタント業務等)に定める提出書類(様式添付資料及び根拠資料に関する一切の書類を指す。以下、この表において「低入札調査資料」という。)が、指定した期限までに提出されない場合
	②	低入札調査資料が提出されたものの、記載内容等に不備があり、聞き取り調査が実施できない状態である場合(積算内容に影響しない軽微な不備であって、聞き取り調査において是正された場合を除く。)
	③	正当な理由なく聞き取り調査に応じない場合
	④	聞き取り調査に対し、提出された低入札調査資料に基づいた根拠のある説明ができない場合
	⑤	聞き取り調査に対し、不適正・不誠実な言動があり、正常な聞き取り調査が実施できない場合
(2) 配置予定管理技術者の手持ち業務量が適正でない場合		本業務の開札日の時点において、配置予定管理技術者の手持ち業務量が適正でない場合
(3)業務内容に対応した費用が計上されていない場合	①	低入札調査資料が不十分であり、審査する情報が十分でない場合
	②	必要額を下回った費用に関する理由が明確でない場合

低入札価格調査制度の導入について

■ 低入札が行われた場合 失格判断基準(2/2)

(4) 配置予定技術者等に適正な報酬が支払われない場合	①	低入札調査資料が不十分であり、審査する情報が十分でない場合
	②	配置予定技術者等に支払われる報酬が会社等において定められた必要額を下回っている場合の理由が明確でない場合
	③	人工が必要人工(標準案)を下回っており、その理由が明確でない場合
(5) 品質管理体制が確保されていない場合	①	低入札調査資料が不十分であり、審査する情報が十分でない場合
	②	照査予定技術者等に支払われる報酬が会社等において定められた必要額を下回っている場合の理由が明確でない場合
	③	人工が必要人工(標準案)を下回っており、その理由が明確でない場合
(6) 再委託先への支払いが適正でない場合	①	低入札調査資料が不十分であり、審査する情報が十分でない場合
	②	再委託の内容、金額が明確でない場合
(7) 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合	①	適用を受ける関係法令に違反のおそれがある場合
	②	適用を受ける契約上の基本事項(入札説明書の規定等)に違反がある場合

■ 低入札で契約者となった場合（契約後）

- 管理技術者の交代措置等（業務継続不相当と認められる場合）
- 第三者（同規模企業）による照査の実施
（実施しない場合は委託業務等成績評定点を10点減じる）
- 現地作業時における管理技術者の現場常駐
（実施しない場合、履行確認できない場合は委託業務等成績評定点を10点減じる）
- 調査職員による業務計画書の内容ヒアリング
- 低入札価格調査の内容について、
虚偽事項が明らかになった場合は入札参加資格停止措置等

■ 低入札で契約者となった場合（業務完了後）

○ 実績対比調査の実施

※ 調査職員の指導に従わない場合

口頭注意または文書注意の措置（内容公表）

○ 業務コスト調査を実施

※ 業務完了後90日以内に資料提出

※ 提出しない・虚偽記載が判明の場合は、

・委託業務等成績評定点を10点減じる

・新たな業務入札において企業の元請実績として認めない

○ 業務成績評定点が70点未満となった場合

・新たな業務入札において企業の元請実績として認めない

■ 業務コスト調査の調査事項(一部抜粋)

- ア 業務コスト調査結果概要票
- イ 直接人件費調査票
- ウ 直接原価(直接人件費を除く)調査票
- エ 間接原価調査票
- オ 一般管理費調査票
- カ 業務実施状況調査票
- キ 配置技術者調査票
- ク 技術経費調査票
- ケ 添付書類
 - ・ 配置技術者の賃金台帳の写し
 - ・ 対象事業年度に係る計算書類のうち、貸借対照表及び損益計算書
 - ・ 間接原価の社内配賦基準の内容が確認できる書類
及び間接原価の計算過程が確認できる書類
 - ・ 一般管理費の社内配賦基準の内容が確認できる書類
及び一般管理費の計算過程が確認できる書類

落札者の決定方法 (今回変更無し)

① 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

② 価格評価点と 技術評価点の割合

型式	価格評価点:技術評価点
標準型①	1:3
標準型②	1:2
簡易型	1:1

③ 価格評価点の設定方法

$$\text{価格評価点} = \text{『価格点の配分点』} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

④ 技術評価点の算出方法

$$\text{技術評価点} = \text{『60点』} \times \frac{\text{技術評価点の得点合計}}{\text{技術評価点の配点合計}}$$

価格点の配分点(型式別)

評価項目		判断基準	標準型 1:3		標準型 1:2		簡易型 1:1	
			配点	割合	配点	割合	配点	割合
(企業)の 配置予定技術者 の経験及び能力	資格	技術者資格	24	36%	24	40%	24	55%
	元請実績	過去〇年間の同種 又は類似業務の実績	6		6		6	
	成績	過去4年間の企業の 業務成績評定点	7		7		7	
技術提案等	業務の 実施方針	業務理解度、組織力、 実施手順	16	16%	16	17%	30	45%
	評価テーマ①	業務内容を考慮し、 適宜設定する。	25	48%	40	43%	/	/
	評価テーマ②	同上	25		/			
合計			103	100%	93	100%	67	100%

今回追加

成績評定点の評価対象業務

○ 奈良県県土マネジメント部発注業務

○ 建築設計業務

・ 建築設備設計、耐震診断等の業務を含む。

○ 予定価格100万円以上の業務

○ 過去4年間に完了した業務

・ 平成30年度(H30.8.1～H31.7.31)公告の対象業務としては、
「平成26年4月1日以降、
平成30年3月31日までに完了した業務」

成績評定点の評価方法

平均値(※)	技術点
65点以上	$(\text{平均値}(\text{※}) - 65) \times 0.2$
60点以上65点未満	$(\text{平均値}(\text{※}) - 65) \times 0.4$
60点未満	- 3.0

※ 平均値 : 対象となる委託業務等成績評定点の平均値

なお、業務実績がない場合は、65点として、技術点は0点とする。